

二つの国の狭間で

- 中国残留邦人聞き書き集 第1集 -

中国帰国者支援・交流センター

平成17年 3月

発刊にあたって

皆さんは「中国残留孤児」や「中国残留婦人」という言葉をご存じですか。

戦前、中国東北地区（当時の「満洲」）などには、開拓団を始めとして多くの邦人が在住していましたが、昭和20年8月9日のソ連参戦時には、成年男子の多くは日本軍（関東軍）に召集されていたため、残された人々は老人婦女子が主体となっていました。ソ連参戦以後、これらの人々は、居住地を追われ、避難する途中で、或いは酷寒の難民収容所等で、飢餓や伝染病等により死亡する人が続出するという悲惨な状況にありました。

このような状況の中で、生活手段を失い、中国人の妻となるなどして中国に留まった婦人等を「中国残留婦人等」と、両親、兄弟姉妹と生別又は死別し孤児となって中国人に引き取られ、自己の身元を知らないまま今日を迎えた子供を「中国残留（日本人）孤児」と呼び、これらの方々の総称として「中国残留邦人」という言葉が使われています。

本書は、現在日本に帰国している中国残留邦人の方々の貴重な体験を聞き書きしたものです。この度は、その第1集として、平成14年度に聞き取りを実施した8人の方についてまとめたものを皆さんにお届けします。この聞きとりは、平成15年度以降も引き続き実施しており、第2集以降につきましても、まとまり次第、順次公表していくこととしております。また、今後は、帰国した中国残留邦人に限らず、比較的早い時期に帰国した満蒙開拓団関係者などの方々についても聞き取りの対象に加えていくこととしたいと思っておりますので、どうぞご期待ください。

帰国者の方々が祖国日本において幸せに生活していくためには、国民の方々の理解と協力が不可欠です。そのためには、中国残留邦人という方々が生まれるに至った歴史的な背景や経過についての資料を収集し、広く国民の方々に提供していくことが必要です。そのような考えから、厚生労働省の委託により、当センターに帰国者関係団体の代表や有識者による「検討会」を設けて、収集すべき資料の内容やそれらを後世代に伝えていく方法について検討を行っています。本書は、この検討会の「帰国者本人や当時の関係者から貴重な体験を聞き、資料として残していくべきであり、関係者の方々が高齢となっていることから直ちに実施する必要がある」との意見を受け実施し、まとめられたものです。

さて、本書に登場する8人の中国からの帰国者の方々が生き抜いてこられた、それぞれの体験談は如何でしょうか。開拓団員として一家で中国東北地方に渡った方が6人、それ以外の方が2人。それぞれに歴史の波に翻弄された波瀾万丈の人生を送ってこられたということは共通している点ですが、決して悲劇的な体験ばかりではないということにまず驚かされます。あの「文化大革命」の嵐の中でも、「辛いこともあったが、良いこともあった」という人までいます。

このように、ある一定のモデルストーリーに沿ったものではなく、文字通り多様な体験を綴ったものが本聞き書き集であると言えます。

今後さらに多くの体験談をまとめ公表することにより、戦争を知らない世代を含む、広く一般国民の方々に当時の生々しい実体験を提供することができれば、当センターとしてもこの上ない喜びです。

最後に、本書の作成にあたりご尽力いただいた資料収集検討会の構成員の方々、実際に聞き取りを行っていただいた資料収集調査員の方々、様々なご協力をいただいた各自治体や関係団体の皆様方、そして、何よりも貴重な体験談を語っていただいた8人の中国からの帰国者の方々に、心から御礼を申し上げます。

平成17年3月

中国帰国者支援・交流センター所長

本 田 機 先

目 次

発刊にあたって

中国帰国者支援・交流センター所長
本田 機先

凡例

- ① 東京から満洲最北端の地へ
— 須田初枝のライフヒストリー — 1 頁
- ② 逃避行を越えて
— 栗原貞子のライフヒストリー — 23 頁
- ③ あと一ヶ月早かったら・・・
— 片岡清子のライフヒストリー — 41 頁
- ④ もう一つの逃避行
— 宇都イネのライフヒストリー — 67 頁
- ⑤ 生き抜いたから今の幸せ
— 揚原てる子のライフストーリー — 79 頁
- ⑥ 空を見つめて日本を思う
— 松本としのライフストーリー —101 頁
- ⑦ 日中の狭間で生きる
— 英子(仮名)のライフヒストリー — 123 頁
- ⑧ 一枚の写真がつなぐ分かたれた人生
— 小沢優、十三歳のある中国残留孤児の場合143 頁

解説 中国帰国者の聞き書きを行う意義と方法 資料収集検討会検討員・聞き取り調査アドバイザー
蘭 信三 175 頁

資料収集検討会構成員・資料収集調査員一覧 190 頁

参考資料

- 1 用語解説 191 頁
- 2 中国残留邦人に関する略史 197 頁
- 3 行動経路図 (別刷)

凡 例

- 1 本人の語り口や語りそのものを生かすために、「満洲」、「満人」、「匪賊」、「襲撃」など、今日では使われなくなった言葉や差別的表現、歴史的には問題が多い言葉もあえてそのまま使用した。
- 2 「満洲」は、戦後「満州」と記されることが一般的であるが、ここでは歴史的用語としてそのまま「満洲」という表記を用いた。
- 3 地名、人名、開拓団名などについては、**1**～**8**のそれぞれ毎に最初に出てきた箇所にルビを付した。
- 4 地名のルビについては、原則として「地名索引」（厚生省援護局業務第一課（昭和57年3月1日改訂））によることとした。ただし、「哈爾賓」（浜江省哈爾賓市）について、「ハルピン」、「ハルビン」と記載されている箇所は、そのまま用いることとした。
- 5 **1**～**8**中の使用文字の大きさは、資料収集調査員の記述部分は12ポイント、中国残留邦人本人の語り部分や他の資料からの引用部分は10.5ポイントとした。
- 6 **1**～**8**中の数字は、原則としてアラビア数字に統一（熟語の構成部分、他の文献からの引用部分などを除く）した。
- 7 本書の記述の中には、出入国管理法上の「身元保証人」と厚生労働省の施策として制度化されている「身元引受人」が混同されていると思われる箇所があるなど、記憶違いや誤解によるものと思われるものがあるが、あえて訂正は行っていない。
- 8 本書の記述の中にある「日中国交回復」は、公式用語としては「日中国交正常化」が用いられるが、あえて訂正は行っていない。
- 9 本書の著作権は、中国帰国者支援・交流センターにあり、無断引用・転載を固く禁止する。本書中の文章を引用したり転載したりする場合には、必ず当センターの許可を得ること。